平成２６年（フ）第２３８８号
大阪府箕面市稲２丁目10番16―202号
債務者　萩原　秀人
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３１号
大阪市鶴見区横堤４丁目18番27―301号
債務者　山内　俊哉
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６６２号
大阪市港区弁天１丁目２番30―4005号
債務者　結城　由佳
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６７９号
大阪市東淀川区淡路５丁目７番23号　マイルームＳＡＴＯ　Ｃ２号
債務者　中西　隆宏
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９７号
大阪市中央区島之内２丁目４番16―211号
債務者　田中　誠司
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７８８号
大阪府守口市大宮通３丁目22番４―306号
債務者　溝口かおり
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７９５号
大阪府高槻市西冠２丁目４番11号
債務者　大西　啓介
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８６９号
大阪府茨木市紫明園１番43―712号
債務者　土井　幸代
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０２号
大阪市城東区鴫野西２丁目５番５―509号
債務者　金本由加利
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９２５号
大阪市淀川区東三国２丁目32番８号　華ハイム203号
債務者　向山真由美
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８４号
大阪市東淀川区淡路４丁目５番13号　ベルハウス301号
債務者　木下　重夫
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０２４号
大阪市西区九条南１丁目10番５―401号
債務者　中村　厚子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９５号
大阪府豊中市長興寺南２丁目７番２―101号
債務者　平野　裕司
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１５号
大阪市淀川区塚本４丁目３番25号清光ハイツ305号、前住所大阪市淀川区新北野３丁目12番15―308号
債務者　蓮山　直美
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３号
島根県大田市静間町227番地１
債務者　中村　　緑
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３２１号
埼玉県富士見市水谷東３丁目25番15号、前住所茨城県古河市高野1693番地
債務者　金　　春雄
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３号
北海道北見市東相内町17番地166
債務者　奥泉　弘幸
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
茨城県つくば市谷田部34番地13
債務者　大久保翔太
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係